



承認	課長	補佐	主査	班員	担当者

### 参加資格申請内容変更届

令和 年 月 日

熊本市交通事業管理者(宛)

<申請者> 干

所在地

商号又は名称

役職名

代表者氏名



次のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更日		令和 年 月 日	
変更事項		<新>	<旧>
申請者	所在地 商号又は名称 代表者職氏名 電話及びFAX		
受任者	所在地 商号又は名称 代表者職氏名 電話及びFAX		
役員等			
印鑑 <input type="checkbox"/> 実印 <input type="checkbox"/> 使用印 (変更があるものに☑)			
参加希望業種			
口座情報			
その他			

変更理由

書類作成担当者名	TEL	FAX
----------	-----	-----

添付書類一覧

変更事項	登記事項証明書 1	印鑑証明書 2		委任状(様式第2号)	市税滞納有無調査承諾書	役員等名簿及び照会承諾書	その他添付書類
	コピー可	原本		所定様式	所定様式	所定様式	
	法人のみ	法人	個人	法人のみ	個人のみ	全業者	
申請者	所在地		3〇	4〇			必要な許可等の写し
	商号又は名称			4〇			必要な許可等の写し
	代表者			4〇			必要な許可等の写し
受任者	所在地						
	商号又は名称						
	代表者						
役員等							
印鑑(実印)							
印鑑(使用印)							
希望業種							取扱品目説明一覧表(様式第3号)業種を追加した場合に免許・許可の提出が該当したときは必要な許可写し等
口座情報							
その他							

- 1 登記事項証明書は、履歴事項全部証明書とし、提出日の3ヶ月以内に発行のもの
- 2 印鑑証明書は、提出日の3ヶ月以内に発行のもの
- 3 個人事業者で、印鑑証明書の住所と、事業所の所在地が異なる場合は、事業所の所在地の確認がとれる書類(公共料金等の領収書等の写し)を添付すること
- 4 受任者がある場合

# 委任状

令和 年 月 日

熊本市交通事業管理者(宛)

委任者所在地  
(住所)

商号又は名称

役職名

代表者氏名



私は、下記の者を代理人と定め、委任事項に記載する一切の権限を委任します。

記

受任者所在地  
(住所)

商号又は名称

役職名

代表者氏名



## 委任事項

- 1 入札書及び見積書の提出に関する件
- 2 契約の締結に関する件
- 3 契約代金の請求及び受領に関する件
- 4 復代理人の選任に関する件
- 5 その他、上記に付帯する一切の件

委任事項を限定するときは、委任しない事項を横線にて抹消し、訂正印(委任者実印)を押印してください。





担当課 熊本市交通局総務課

## 市税滞納有無調査承諾書

令和 年 月 日

熊本市長（宛）

熊本市交通局の競争入札等参加資格審査申請に伴い、熊本市市税（延滞金含む）滞納の有無を調査されることを承諾します。

承認期間 申請日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日

申請者所在地

フリガナ  
商号又は名称

役職名

フリガナ  
代表者氏名

実印

### 納税課確認欄

申請者	滞納なし	
	滞納あり	市民税（特徴・普徴）・ 固定資産税 ・ 法人市民税 軽自動車税 ・ 事業所税 ・ 特別土地保有税 その他（ ）

上記のとおり確認しました。

令和 年 月 日

納税課長



## 【注意事項】

### 1 個人情報について

氏名、住所等、この書面に記載されたすべての個人情報は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本市が締結する契約等からの暴力団等排除に関する合意書（以下「合意書」といいます。）に基づいて実施する暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。熊本市がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

また、警察本部は熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の実施機関と定められています。

### 2 対象者（この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。）

法人又は個人の種別	対象者
(1) 株式会社（特例有限会社を含む。）	取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む） 登記に記載のない役員は記載不要
(2) 合名会社又は合同会社	社員
(3) 合資会社	無限責任社員
(4) 一般社団法人又は一般財団法人	理事（代表理事を含む。）。一般財団法人については、これに加えて評議員
(5) (1)～(4)以外の法人	(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者
(6) 法人格を有しない団体	代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
(7) 個人	個人
(8) 次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者 ア 支配人をおく場合は、支配人 イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は受任者	
(9) 会社更生手続又は民事再生手続中の法人	(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第1項に規定する「特例社団法人」又は「特例財団法人」にあつては、理事。特例財団法人が整備法第91条の規定により評議員を置いた場合は、これに加えて評議員）

### 3 この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。

### 4 次の許認可を受けている場合、許可証の写しを名簿に替えて提出していただくことができます。

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく一般建設業及び特定建設業の許可
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物処理業の許可
- ・警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく警備業の認定

個人事業所については、代表者名の許可証であること。